

## 富田林市職員措置請求書



### 富田林市長に対する措置請求の要旨

平成29年4月21日、左近議員が朝日放送に対し、政務活動費の報道に抗議をするため、市幹部職員3名を伴って公用車（プレサージュ）で行った。そして、左近憲一議員（以下、「左近議員」という）は、朝日放送社屋内で包丁を取り出し、大阪府警に現行犯逮捕された（甲1）。この件は、公務として認められず、市幹部職員3名分の人件費及び交通費が違法な公金支出である。よって、富田林市が被った損害金を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

### 1、請求の要旨

#### (1) 「公務」にあたるのか

多田利喜市長は「市が訴えられている裁判に絡むことでもあり、公務と考える」コメントしている（甲1）。

しかし、判例では「…その使用が公務の遂行に必要なものか否かの判断は、まずは目的地における活動が公務か否かによるべき…」と判示している（神戸地裁平成24年6月21日判決）。

さて、本件における目的地における活動は、政務活動費報道に抗議するため、左近議員が朝日放送の幹部と面会中に刃渡り18センチの文化包丁を取り出し、犯行に及ぶことにあった。私たち市民オンブズマンは、このような悪質な犯行を公務として認めることなど、絶対に許してはならないと考える。

仮に百歩譲って、市が訴えられて裁判に絡むことを考慮したとしても、本件で問題となった交通安全啓発パネル代、金21万7810円が既に返還されているため、裁判の対象にしていないから関係がない。

また、裁判所に対し、証拠として提出した朝日放送の映像は、平成27年1月14日及び同年3月24日放送分であり、左近議員が抗議した同年1月9日の報道とは異なるうえ、同年3月24日放送のものは、左近議員ではなく永原議員の発言を問題視したものである（甲2、甲3）。

それゆえ、左近議員の政務活動費報道に対する抗議が公務にあたると考えることは、見当違いも甚だしい。

## (2)「公用車」の使用について

そもそも、本市においては、公用車の使用基準を定めた規定が存在しない。この基準が存在しないという自体が問題であるが、先述したとおり、本件は公務とは認められないため、本件公用車は、目的外使用となる。

## (3)違法支出額の推定計算（交通費）

まず、ガソリン代について算出する。富田林市役所と朝日放送の往復で64km、朝日放送から大阪府警福島署までの距離が2km、合計66km、公用車（プレサージュ）の燃費が10.2km/L（甲4）、当日のガソリンの価格（富田林市と業者の契約に基づく価格）はレギュラーで1リットルあたり124円である。

$$66 \div 10.2 \times 124 = 802 \text{円} \cdots \text{①}$$

次に、高速代について算出する。公用車にETC車載器が搭載されていたとして、阪神高速14号松原線を利用すれば、片道の高速代が930円であり、往復だと1860円となる。

$$930 \times 2 = 1860 \text{円} \cdots \text{②}$$

最後に、職員のうち一人だけが電車で市役所まで帰ったというから、その電車賃を計算する。福島署の最寄り駅となるJR野田駅から大阪環状線（内回り）でJR天王寺までが180円であり、近鉄大阪阿部

野橋駅から富田林西口までが440円である。

$$180 + 440 = 620 \text{円} \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 3282 \text{円 (違法支出額の推定計算 - 交通費)}$$


(4)よって、請求人らは、本件に係る市幹部職員3名分の人件費及び交通費を市長、左近議員及び市幹部職員3名らに対し、連帯して損害賠償請求するよう勧告することを求める。

最後に、本市の監査委員が忖度などせず、良識ある判断をするよう強く求める。

## 2、請求者

住所 富田林市富田林町8-28

職業 南河内オンブズマン代表

氏名 中山 依子 

---

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

平成29年5月1日

富田林市監査委員 殿

別紙事実証明書（添付資料）

甲第1号証	朝日新聞記事（2017年4月22日）	1通
甲第2号証	朝日新聞デジタル（2017年4月21日22時57分）	1通
甲第3号証	平成29年3月17日付「証拠説明書」	1通
甲第4号証	日産プレサージュの燃費	1通